

保険番号マスタ（埼玉県11）

番号	設定項目名	制度名	川越市										さいたま市			新座市			朝霞市・和光市・志木市					戸田市										
			老人	乳幼児	重度心身障害者	ひとり親	難病	老人	子ども	重度障害	子育て支援	心身障害者	ひとり親	乳幼児	重度心身	ひとり親	子ども	重度障害	ひとり親	子ども	重度心身	ひとり親	子ども	障害	ひとり親									
1	保険番号		141	399	143	243	299	142	242	199	499	151	180	280	743	442	542	353	352	354	343	342	344	481	482	383	483	583	443	262	263			
2	法別番号		41	41	43	43	43	42	42	42	99	88	80	80	81	82	82	81	82	83	43	42	44	81	82	83	83	83	81	81	82	83		
3	短縮制度名	老人1割	老人償還	乳児市国	乳児社組	乳児償還	障害市国	障害社組	障害償還	親償還	県難病	老人市国	老人社組	川こども	川越障	川越障高	子育て支援	心身障害者	ひとり親	4市乳児	4市障害	4市マル親	子ども	重度心身	ひとり親	ひとり親	ひとり親	ひとり親	戸田こども	戸田障	戸田親			
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7			
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
7	受給者検証番号チェック区分		3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
8	公費主保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
9	年齢(開始～終了)		68～69	68～69	0～15	0～15	0～15	0～999	0～999	0～999	0～999	0～999	68～69	68～69	0～15	0～15	65～999	0～15	0～999	0～999	0～15	0～69	0～999	0～15	0～69	0～999	0～999	0～999	0～999	0～15	0～999	0～999		
10	点数単価		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			
11	レセプト負担金額		1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
12	レセプト請求(印刷)		0	3	3	3	3	3	3	3	3	0	2	3	0	0	0	0	0	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0			
13	レセプト記載		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0			
※	所得情報																					本人	低所得				本人	低所得						
14	外来負担区分		1	3	2	3	3	2	3	3	3	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2			
15	1回負担割合		10	100	0	100	100	0	100	100	100	20	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
16	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
17	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
18	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
19	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
20	1月院内上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21000	21000	18000	0	0	0	21000	21000	1000	21000	21000	21000	21000	1000	21000	0	0	0	0
21	1月院外上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21000	21000	18000	0	0	0	21000	21000	1000	21000	21000	21000	1000	21000	0	0	0	0	
22	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
23	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
24	入院負担区分		1	3	1	3	3	1	3	3	3	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2		
25	1回負担割合		10	100	0	100	100	0	100	100	100	20	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
27	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
28	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
29	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
30	1月上限額		40200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21000	21000	18000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
31	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
33	食事療養費		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3		

- （注）老人医療費 【老人1割】： 本人負担1割の患者に適用。 川越市をサンプルに市の医療費請求書に印刷出力します。
なお川越市では当該公費併用患者分の請求は全て医療費請求書で行うため、国保請求書には集計しておりませんので注意願います。 ※ 請求書請求を適用している市は「レセプト請求(印刷)」の設定を「0 → 3」に変更登録願います。
【老人償還】： 窓口では自己負担有りの市町村もしくは運用医療機関に適用。 標準の「償還払一覧表」に印刷出力します。
川越市以外の医療機関でご使用いただく事を考慮し、本保険番号併用患者分の請求は国保請求書に集計しております。
- 乳幼児医療費 【乳児市国】： 市町村国保患者に適用。窓口負担なし。適応年齢は市町村によって異なるようです。請求書は川越市をサンプルに指定請求書に印刷出力します。
【乳児社組】： 社保、組合国保患者に適用。 窓口では自己負担有り。適用年齢は市町村によって異なるようです。通常通り負担金を徴収下さい。 支給申請書は川越市の指定用紙にサンプル印刷
【乳児償還】： 窓口では自己負担有りの市町村もしくは運用医療機関に適用。適用年齢は市町村によって異なるようです。 標準の「償還払一覧表」に出力します
★ その他の市町村で独自請求書にて自動印刷を必要とされる場合には、ユーザにて請求書カスタマイズPGをお願いしております。なおその他市町村では【乳児償還】を使用下さい。 受給者一覧表(標準の償還払一覧表)を印刷します。参考にして指定請求書に手書き願います。
- 重度心身障害者医療費 【障害市国】： 市町村国保患者に適用。窓口負担なし。請求書は川越市をサンプルに指定請求書に印刷出力します。
【障害社組】： 社保、組合国保患者に適用。 窓口では自己負担有り。通常通り負担金を徴収下さい。
★ その他の市町村で独自請求書にて自動印刷を必要とされる場合には、ユーザにて請求書カスタマイズPGをお願いしております。なお、川越市を含む市町村では【障害償還】を使用下さい。 受給者一覧表(標準の償還払一覧表)を印刷します。 この結果を参考に各市町村指定の支給申請書または請求書に手書きをお願いします。
- ひとり親医療費 【ひとり親償還】： 窓口では自己負担有りの市町村もしくは運用医療機関に適用。 標準の「償還払一覧表」に印刷出力します。
難病医療費 【県難病】： 54難病の埼玉県独自の拡大給付です。レセプト請求で。患者登録－所得者情報タブ画面で負担上限額を登録して下さい。 ※平成27年1月制度開始、平成29年10月より法別番号変更
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」－負担金計算(1)タブの「患者登録－所得者情報－月上限額入力」の左側を「2」で設定して下さい。
- ★ 新座市（平成18年1月） ※平成20年4月より志木市、平成22年1月より朝霞市、和光市、平成24年4月より新座市の子ども・ひとり親、平成24年10月より新座市の障害が社保・国保ともにレセプト請求となるので保険番号481等を使用してください。
請求用「医療費明細書」はユーザにてカスタマイズをお願いします（但し、新座市で使用する明細書をサンプルに提供しています）
窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。上限額を越えた時点から累積額を請求発生します。なお、負担が発生した場合、同月に受診が有れば再計算および請求書領収書の再発行を行ない、必要に応じて入金処理も行っており下さい。
【本人（一般課税所得者）】：医療機関での金額管理が必要です。 「低所得」：乳幼児、重度心身障害同様です。
- ★ 新座市(子ども、ひとり親、平成24年4月、障害：平成24年10月)、朝霞市・和光市(平成22年1月)、志木市(平成20年4月)
助成内容は新座市等と同様。請求方法は社保国保ともにレセプト請求。（21,000円以上で償還払いとなる場合はレセプト請求ではない）※平成22年1月より朝霞市・和光市もこちらを使用してください。朝霞市・和光市はひとり親の自己負担廃止。
窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。上限額を越えた時点から累積額を請求発生します。なお、負担が発生すれば再計算および請求書領収書の再発行を行ない、必要に応じて入金処理も行っており下さい。
朝霞市・和光市(保険番号383)・・・【本人（一般課税所得者）・低所得】：乳幼児、重度心身障害同様です。
志木市(保険番号483)・・・【本人（一般課税所得者）】：外来は月1,000円の患者負担で一部負担金の月合計が21,000円を超えた場合は全額償還払いです。入院は金額関係なく償還払い。 「低所得」：乳幼児、重度心身障害同様です。
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金額計算(外来)」の左側を「3」で設定が必要です。低所得には本体対応があり月上限額の設定があっても患者負担なし(月上限額0円)となります。
志木市(保険番号583)・・・自己負担なし
※幸手市ひとり親(平成23年7月より現物給付、レセプト請求)、杉戸市ひとり親(平成23年10月より現物給付、レセプト請求)も保険番号583と同制度のようです。
- ★ さいたま市（平成17年8月）★ 食事療養費標準負担額の1/2が支給の対象となります(環境療養費の自己負担がある場合は助成対象外)。対象保険一全ての主保険(社保、国保、国組) 請求書についてはユーザカスタマイズでお願いします。 ※平成21年4月より制度変更・社保国保ともにレセプト請求
子育て支援 窓口負担無し。小学校就学までの乳幼児対象。請求方法：乳幼児医療費請求明細書、乳幼児医療費請求明細書送付表 ※平成20年4月に「乳幼児」から「子育て支援」へ名称変更、平成21年10月より対象年齢が中学卒業まで拡大
ひとり親 窓口負担無し。請求方法：ひとり親医療費請求明細書、ひとり親医療費請求明細書送付表
心身障害 窓口負担無し。請求方法：心身障害者医療費請求明細書、心身障害者医療費請求明細書送付表
- ★ 川越市（平成17年9月）川越市老人は平成16年1月から制度が変わり、主保険が市町村国保の受給者については、レセプト請求となりました。子ども、障害は平成24年10月より、レセプト請求へ変更となります。
【老人市国】は市町村国保に、【老人社組】は組合国保または社保に適用します。そのため、川越市用の設定(180:市町村国保、280:組合国保・社保)を追加します。上記180の市町村国保分の公費助成金は国保請求書に集計し、且つ総括表にも独立(41老人医療の下段)して集計します。
窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。 上限額を越えたら全額償還払いになります。
窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。 上限額を越えたら全額償還払いになります。 ※平成30年8月より川越障高の上限額の変更
- ★ 戸田市 子ども 窓口負担無し。食事療養費患者負担無し。小学校就学までは請求書での請求(戸田市子ども医療費請求書)。就学後は償還払いのようです。 ※平成18年4月から制度が変わり、現物給付となりました(就学前)。平成25年1月より中学校就学まで現物給付でレセプト請求へ変更。
障害 窓口負担無し。食事療養費患者負担無し。レセプト請求。 ※平成22年9月より現物給付、レセプト請求となりました。
ひとり親 窓口負担無し。食事療養費患者負担無し。請求方法：ひとり親家庭等医療費請求書(カスタマイズをお願いします) ※平成22年9月より現物給付となりました。平成25年1月よりレセプト請求へ変更。

保険番号マスター (埼玉県11)

	川口市・鳩ヶ谷市					春日部市		所沢市		川島町等	越谷市		狭山市	蕨市		草加市			八潮市		行田市		上尾市		鴻巣市			
番号	設定項目名	制度名	子ども	重度心障	ひとり親	乳幼児	障害	子ども	障害	子育て支援	乳幼児	障害	子ども	子ども	重度心障	子ども	障害	ひとり親	子ども	ひとり親	子ども	ひとり親	障害	ひとり親				
1	保険番号		181	182	183	281	382	543	582	381	643	782	581	571	282	681	682	683	781	261	783	271	273	372	373			
2	法別番号		81	82	83	81	82	81	82	81	81	82	81	81	82	81	82	83	81	81	83	81	83	82	83			
3	短縮制度名		川口小	川口障	川口親	春日部乳	春日部障	所沢こども	所沢障	子育て支援	越谷乳	障害	子ども	子ども	障害	草加こども	草加障	草加親	子ども	八潮こども	ひとり親	子ども	ひとり親	障害	ひとり親			
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7			
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
8	公費主保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
9	年齢(開始～終了)		0ー18	0ー999	0ー999	0ー15	0ー999	0ー15	0ー69	0ー18	0ー15	0ー999	0ー15	0ー15	0ー999	0ー15	0ー999	0ー999	0ー15	6ー15	0ー999	0ー15	0ー999	0ー999	0ー999			
10	点数準備		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			
11	レセプト負担金額		1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1			
12	レセプト請求(印刷)		0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0			
13	レセプト記載		1	1	1	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1			
※ 所得情報																			本人	低所得			本人	低所得				
14	外来負担区分		1	1	1	1	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	2	2	1	1			
15	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0			
16	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
17	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
18	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
19	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
20	1月院内上限額		21000	21000	21000	21000	0	21000	21000	21000	0	0	0	0	0	21000	21000	1000	21000	21000	0	1000	21000	0	21000	21000		
21	1月院外上限額		21000	21000	21000	21000	0	21000	21000	21000	0	0	0	0	0	21000	21000	1000	21000	21000	0	1000	21000	0	21000	21000		
22	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
23	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
24	入院負担区分		1	1	1	1	2	1	1	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1			
25	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
27	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
28	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
29	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
30	1月上限額		21000	21000	21000	21000	0	21000	21000	21000	0	0	0	0	0	21000	21000	0	21000	21000	0	21000	21000	0	21000	21000		
31	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
33	食事療養費		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			

(注) ★ 川口市 (平成19年4月)・鳩ヶ谷市(障害・ひとり親 平成21年4月)・越谷市(障害 平成22年1月)・行田市(障害 平成22年4月)・所沢市(ひとり親 平成22年10月)・東松山市(障害 平成24年4月)・久喜市(障害【社保国保の場合】 平成24年10月)・桶川市(子ども、障害、ひとり親 平成26年4月)・本庄市(障害【食事助成無】 平成27年4月)・深谷市(障害・子ども 平成27年4月)・日高市(障害で70歳未満 平成27年4月)・嵐山市(子ども 平成27年10月)・坂戸市、鶴ヶ島市(子ども、障害・ひとり親 平成28年1月)、長瀬町、熊谷市(子ども(高校生) 平成29年1月)、白岡市(障害で70歳未満 平成29年1月)、入間市(障害で社保 平成29年10月)、春日部市(ひとり親 平成30年1月)子ども、障害、ひとり親
※窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。 上限額を超えたら全額償還払いになります。※食事療養費は上限額以上未満にかかわらず患者負担のようです。
※平成23年10月に川口市と鳩ヶ谷市が合併するようです。

★ 春日部市 (平成19年4月)
乳幼児
障害
★ 所沢市 (平成19年10月)
子ども
障害
ひとり親
★ 川島町等(平成20年1月)・東松山市(平成21年4月)・本庄市児玉郡(平成20年4月)・行田市、久喜市、新加須市(平成22年4月)、深谷市(平成22年10月)、滑川町(平成22年11月)、鴻巣市(平成23年1月)、熊谷市(平成23年4月)、越生町(平成25年7月)
窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。 上限額を超えたら全額償還払いになります。※食事療養費も上上限額を超えたら償還払いです。各市必要であれば通称、短縮制度名を変更して使用してください。
※平成24年4月より毛呂山町も同制度のようです。
※窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。 上限額を超えたら全額償還払いになります。※食事療養費も上上限額を超えたら償還払いです。専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。高齢者は償還払いのようです。
保険番号183をご使用ください。
★ 越谷市(平成20年10月)
乳幼児
障害
子ども
★ 狭山市(平成20年10月)
子ども
★ 蕨市(平成21年4月)
子ども
障害
★ 草加市(平成21年4月)
子ども
障害
ひとり親
★ 八潮市(平成21年4月)
子ども
★ 行田市(平成22年4月)
ひとり親
★ 上尾市(平成23年4月)
子ども
ひとり親
★ 鴻巣市(23年1月)、熊谷市(平成23年4月)
障害
ひとり親
※窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。 上限額を超えたら全額償還払いになります。※食事療養費も上上限額を超えたら償還払いです。
※窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。 上限額を超えたら全額償還払いになります。※食事療養費も上上限額を超えたら償還払いです。
※障害、ひとり親ともに16歳以上は償還払いのようです(鴻巣市)。子ども医療は保険番号381と同制度のようです(鴻巣市)。吉見町の障害(平成23年10月より)、嵐山市の障害(平成25年4月より)、本庄市の障害【食事助成有】(平成27年4月より)、嵐山市のひとり親(平成29年1月より)、久喜市のひとり親(平成30年1月より)も同制度のようです。

保険番号マス9（埼玉県11）

		富士見市・ふじみ野市・三芳町					松伏町					滑川町	秩父市	飯能市	入間市	日高市		羽生市				
番号	設定項目名	制度名	こども	障害		ひとり親		障害					障害	障害	こども	障害	障害	障害	ひとり親	ひとり親		
1	保険番号		471	472	572	473	573	362	462	562	662	762	672	772	671	252	452	673	773			
2	法別番号		81	82	82	83	83	82	82	82	82	82	82	82	81	82	82	83	83			
3	短縮制度名		こども	障害	障害限度	親負有	親負無	松障無	松障有	松障土建本	松障土建家	松障建設	滑川障害	秩父障害	飯能子	入間障害	日高障害	日高親	羽生親			
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7			
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
8	公費主保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
9	年齢(開始～終了)		0－15	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－999	0－12	0－999	0－999	0－999	0－999			
10	点数単価		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			
11	レセプト負担金額		1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
12	レセプト請求(印刷)		0	0	3	0	0	3	3	3	3	3	0	3	0	0	3	0	0			
13	レセプト記載		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0			
※	所得情報				本人	低所得											本人	低所得	本人	低所得		
14	外来負担区分		2	2	2	2	1	2	2	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1		
15	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	
16	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	1月院内上限額		0	0	0	0	1000	0	0	21000	10010	21000	21000	21000	0	21000	0	0	1000	21000	1000	21000
21	1月院外上限額		0	0	0	0	1000	0	0	21000	10010	21000	21000	21000	0	21000	0	0	1000	21000	1000	21000
22	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分		2	2	2	2	1	2	2	1	3	3	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1
25	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	0	0	100	100	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額		0	0	0	0	1200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1200	0	1200	0	0
29	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額		0	0	0	0	0	0	0	21000	0	0	5010	21000	0	21000	0	0	0	21000	0	21000
31	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費		1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(注)★ 富士見市、ふじみ野市、三芳町

- こども

障害
- 窓口負担無し。食事療養費患者負担有り。専用の請求書(こども医療費に関する診療報酬請求書)にて請求。カスタマイズをお願いします。※小・中学生は償還払いのようです。(平成24年10月より中学生まで窓口負担がなくなるようです)
- ひとり親
- 松伏町
- 障害
- 【松障無】：窓口負担無し。食事療養費患者負担有り。松伏町国保、松伏町後期高齢者広域連合の場合はこちらになるようです。専用の請求書(重度心身障害者医療費請求書)にて請求。カスタマイズをお願いします。
- 【松障有】：窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。上限額を超えたら全額償還払いになります。専用の請求書(重度心身障害者医療費請求書)にて請求。カスタマイズをお願いします。※食事療養費は自己負担です。
- 【松障土建本】：窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。上限額を超えたら全額償還払いになります。土建国保組合の本人はこちらになるようです。
- 入院は全額窓口負担のようです。専用の請求書(重度心身障害者医療費請求書)にて請求。カスタマイズをお願いします。※食事療養費は自己負担です。
- 【松障土建家】：窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。上限額を超えたら全額償還払いになります。土建国保組合の保険加入7ヶ月以降の家族はこちらになるようです。
- 入院は全額窓口負担のようです。専用の請求書(重度心身障害者医療費請求書)にて請求。カスタマイズをお願いします。※食事療養費は自己負担です。
- 【松障建設】：窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。上限額を超えたら全額償還払いになります。建設国保組合で本人はこちらになるようです。
- 専用の請求書(重度心身障害者医療費請求書)にて請求。カスタマイズをお願いします。※食事療養費は自己負担です。

★ 滑川町(平成24年10月)

- 障害
- 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体制で提供します。上限額を超えたら全額償還払いになります。※食事療養費標準負担額を助成します(生活療養費については助成対象外)。食事療養費も上限額を超えたら償還払いです。
- ★ 秩父市(平成25年4月)
- 障害
- 社保であり70歳未満で限度額認定証の提示がない場合、上限額を超えた分の患者負担あり。
- 窓口会計時に当月累積負担金額が(総医療費(80100円＋(総医療費－267000円)×1%)を超える場合、上限額を超えた分を患者負担とする特殊処理を本体制で提供します。
- 日レセプト4.7.0はシステム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」にて「負担金計算(3)」タブの「限度額認定証提示が無い場合の特別計算」を「1」で設定を行う。※食事療養費標準負担額は助成対象外です
- ※後期高齢者、国保は保険番号782と同制度、社保で長期併用時、前期高齢者は保険番号362と同制度、社保70歳未満で限度額認定証を提示があった場合は保険番号782と同制度のようです。
- 保険番号181と同制度のようです。
- 後期高齢者、国保社保の前期高齢者は保険番号573と同制度、国保社保の70歳未満の場合は保険番号183と同制度のようです。

★ 飯能市

- こども

ひとり親
- 窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を超えたら全額償還払いになります。※食事療養費も上限額を超えたら償還払いです。平成26年7月より対象年齢の変更(小学6年生まで対象)、レセプト請求となるようです。
- システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(外来)」 「医療費負担金計算(入院)」 「食事負担金計算(入院)」で1の設定が必要です。
- ★ 入間市
- 障害
- 国保、後期高齢者で特定の医療機関では専用の請求書での請求となるようです。カスタマイズをお願いします。社保等それら以外は償還払いとなるようですので、保険番号199をご使用ください。窓口負担無し。食事療養費については19歳までは全額助成、それ以外は2分の1の助成となるようですが、請求書請求の場合であっても食事療養費は現物給付ではない為、一旦窓口で支払い後日患者が請求することになります。※平成29年10月よりレセプト請求へ変更。社保の場合は保険番号182と同制度となるようです。
- 保険番号443と同制度のようです。
- 保険番号263と同制度のようです。

★ 日高市

- 障害

こども

ひとり親
- 患者負担無。食事療養費は患者負担有り。窓口では一旦負担額を払い、自動償還の専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。※平成27年4月より後期高齢者以外で70歳未満の場合、償還払いからレセプト請求へ変更(該当者は保険番号182をご使用ください。)
- 保険番号381と同制度のようです。
- 非課税者、小学3年生から中学3年生以外の方は「外来：月1000円／入院：日1200円」の患者負担があります。食事療養費は患者負担。レセプト請求ですが21000円を超えると全額償還払いとなります。保険番号783と同制度のようです。
- 非課税者、小学3年生から中学3年生までは患者負担無。食事療養費は患者負担。レセプト請求ですが、月21000円を超えると全額償還払いとなります。保険番号373と同制度のようです。
- ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「負担金計算(1)」 「タブの「医療費負担金額計算(外来)」 「医療費負担金計算(入院)」の左側を「3」で設定が必要です。低所得には本体対応があり月上限額の設定があっても患者負担なし(月上限額0円)となります。

★ 羽生市(平成27年1月)

- こども

ひとり親
- 患者負担無し。食事療養費は中学生まで助成対象、以降は助成対象外。羽生市国保・後期高齢者はレセプト請求。それ以外の保険は前期高齢者は償還払いで、70歳未満は上限額未満はレセプト請求、超えたら償還払いです。
- 羽生市国保・後期高齢者で食事の助成がある場合は保険番号262、無い場合は保険番号782、それ以外で食事の助成がある場合は保険番号372、ない場合は保険番号182をご使用ください。前期高齢者は使用不要です。
- 保険番号381と同制度のようです。
- 課税者は外来月1000円、入院日1200円の患者負担、非課税者は患者負担はありません。食事療養費は助成対象です。後期高齢者はレセプト請求。それ以外の保険は前期高齢者は償還払いで、70歳未満は上限額未満はレセプト請求、超えたら償還払いです。
- 月21000円を超えると全額償還払いとなります。後期高齢者の場合は保険番号263をご使用ください。それ以外の場合にに使用ください。前期高齢者は使用不要です。
- ※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の「レセプト(2)」タブの「設定と異なる記載(外来)」 「設定と異なる記載(入院)」の左側を「3」、 「負担金計算(1)」タブの「医療費負担金額計算(外来)」 「医療費負担金計算(入院)」の左側を「1」で設定が必要です。
- 低所得には本体対応があり月上限額の設定があっても患者負担なし(月上限額0円)となります。

保険番号マスタ（埼玉県11）

		伊奈町			長瀬町		白岡市	東京都		
番号	設定項目名	子ども	障害	ひとり親	障害	ひとり親	障害	マル都医療券	心身障害者	
1	保険番号	771	552	363	652	463	752	599	699	799
2	法別番号	81	82	83	82	83	82	82	80	80
3	短縮制度名	伊奈子	伊奈障	伊奈親	長瀬障	長瀬親	白岡障	マル都医療	都障負有	都障負無
4	保険公費種別区分	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分	3	3	3	3	3	3	3	3	3
9	年齢(開始～終了)	0 - 18	0 - 999	0 - 999	70 - 999	70 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999
10	点数単価	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額	1	1	1	1	1	1	2	2	2
12	レセプト請求(印刷)	3	3	3	0	0	0	3	3	3
13	レセプト記載	0	0	0	1	1	1	0	0	0
※	所得情報									
14	外来負担区分	1	1	1	1	1	1	1	1	2
15	1回負担割合	0	0	0	0	0	0	0	10	0
16	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額	21000	21000	21000	8000	8000	8000	10000	12000	0
21	1月院外上限額	21000	21000	21000	8000	8000	8000	10000	12000	0
22	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分	1	1	1	1	1	1	1	1	2
25	1回負担割合	0	0	0	0	0	0	0	10	0
26	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	1	0
30	1月上限額	21000	21000	21000	8000	8000	15000	10000	44400	0
31	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(注) ★ 伊奈町(平成27年4月)
こども

窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を越えたら全額償還払いになります。

専用の請求書での請求です。カスタマイズをお願いします。※食事療養費は負担額に関わらず償還払いです。

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の”負担金計算(1)”タブの「医療費負担金計算(外来)」医療費負担金計算(入院)」の左側を1の設定が必要です。

障害

窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を越えたら全額償還払いになります。

平成27年4月より償還払いから請求書請求へ変更。カスタマイズをお願いします。※食事療養費は負担額に関わらず償還払いです。

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の”負担金計算(1)”タブの「医療費負担金計算(外来)」医療費負担金計算(入院)」で左側を1の設定が必要です。

ひとり親

窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を越えたら全額償還払いになります。

平成27年4月より償還払いから請求書請求へ変更。カスタマイズをお願いします。※食事療養費は負担額に関わらず償還払いです。

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の”負担金計算(1)”タブの「医療費負担金計算(外来)」医療費負担金計算(入院)」で左側を1の設定が必要です。

★ 長瀬町

障害

窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を越えたら全額償還払いになります。※食事療養費は負担額に関わらず患者負担です。

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の”負担金計算(1)”タブの「医療費負担金計算(外来)」医療費負担金計算(入院)」で左側を1の設定が必要です。

ひとり親

窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。上限額を越えたら全額償還払いになります。※食事療養費は負担額に関わらず患者負担です。

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の”負担金計算(1)”タブの「医療費負担金計算(外来)」医療費負担金計算(入院)」で左側を1の設定が必要です。

★ 白岡市(平成28年1月)

障害

白岡市の制度。社保国保で前期高齢者の場合に適用。後期高齢者は保険番号782、70歳未満は保険番号182と同制度のようです。窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、窓口負担無し。

上限額を越えたら全額償還払いになります。※食事療養費は負担額に関わらず患者負担です。

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の”負担金計算(1)”タブの「医療費負担金計算(外来)」医療費負担金計算(入院)」で左側を1の設定が必要です。

★ 東京都

マル都医療券

「マル都医療」（東京都の公費です。通常他県の公費は償還払いですが、契約した医療機関は専用の請求書での請求となるようです。請求書はカスタマイズをお願いします。）

システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」の”設定額を助成する負担金計算(1)”タブの「設定額を助成する負担金計算(入院)」で左側を1の設定が必要です。

障害

「都障負有」「都障負無」（東京都の公費です。通常他県の公費は償還払いですが、契約した医療機関は専用の請求書での請求となるようです。請求書はカスタマイズをお願いします。）